

経営革新等支援機関（認定支援機関）

平成24年8月に施行された中小企業経営力強化支援法（現・中小企業等経営強化法）に基づき、経営革新等支援機関を認定。

主な役割は、以下のとおり。

- 専門家による経営の分析、経営計画の策定支援とその後のフォローアップ（計画実行支援）
- 地域の経営革新等支援機関によるネットワーク構築によってチームとして中小企業を支援

1. 経営革新等支援機関の制度概要

- 既存の中小企業支援者、金融機関、税理士、弁護士等のうち、専門的知識や、実務経験が一定レベル以上の者に対し、国が認定することで、公的な支援機関として位置づけ。
- より高度で専門的な経営課題については、中小機構が最適な専門家を派遣し、経営革新等支援機関と一体となってチームとして経営課題を解決。
- 経営革新等支援機関の支援を受け、事業計画の実行と進捗の報告を行うことを前提に、信用保証協会の保証料を減額（▲0.2%）。

